

令和4年10月定例会議事録

令和4年
第10回羽島市農業委員会議事録

羽島市農業委員会

1. 開催日時 令和4年10月7日(金) 午後7時00分～午後7時30分

2. 開催場所 羽島市役所3階 301・302会議室

3. 出席農業委員(15名)

1番	西川	ひとみ	2番	田中	敏信	3番	伊藤	克巳
4番	石原	晃	5番	大井	幸男	6番	花村	直良
7番	森川	朝子	8番	加藤	芳正	9番	時田	昌子
10番	山田	倉造	11番	浅野	喜代子	12番	服部	春彦
14番	宮田	圭	15番	大曾根	佳明	16番	岩田	悟

4. 欠席委員(1名)

13番 佐藤 文恵

5. 議事日程

第1 議事録署名者の指名について

第2 議案第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議案第34号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

第4 議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

第5 議案第36号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

第6 議案第37号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

第7 報告第25号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第8 報告第26号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

6. 農業委員会事務局職員及び関係職員

産業振興部長 加藤 光彦 農政課長 安田 裕治 農政係長 後藤 祐人
事務局長 柴田 泰宏 局長補佐 足立 光輝 農地係長 片山 真理子

7. 会議の概要

○事務局長 「本日の出席委員は16名中15名で、在任する委員の過半数に達しておりますので総会は成立しております。
それでは、羽島市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を岩田会長にお願いいたします。」

○議長 委員各位に委員会への出席のお礼を述べ、第10回羽島市農業委員会の開会を宣言する。

第1 議事録署名者の指名について

○議長 本日の議事録署名者を指名にて決定する旨を告げ、10番委員及び12番委員を指名する。

第2 議案第34号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

○議長 「議案の都合上、先に、議案第34号を議題といたします。
議案第34号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の内、番号8番について、事務局より説明願います。」

○農地係長

「番号8番について、この申請人につきましては新しく農地を取得したいということで、今回農地法第3条許可申請も出ておりますが、違反転用している農地がある場合には、新しく農地を取得することは認められませんので、その違反転用を是正するために、追認という形で許可申請されたものです。申請人は申請地を数十年前より農家住宅及び通路として使用しております。

No.8と書かれた地図をご覧ください。

申請地は、〇〇の南東に位置し、申請地から南へ281メートルの地点に名鉄〇〇線の〇〇駅があり原則転用可能な第3種農地に分類されます。申請地の北側は畑、東側・南側は田、西側は道路となっており周囲に柵はありませんが周囲の営農に支障のない状態となっ

ています。

以上1件についてご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。
議案第34号の内、番号8番について、許可相当として意見を決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第34号の内、番号8番については、許可相当として意見を決定いたします。」

「続いて、議案第34号の内、番号9番を議題といたしますが、○○委員に関係する事項がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、○○委員にはここで退席していただきます。」

(○○委員退席)

「それでは、事務局より説明願います。」

○農地係長 「番号9番について、転用事業者は酪農に従事しており、申請地に堆肥舎を増設したいとの申請です。No.9と書かれた地図をご覧ください。申請地は○○町の○○神社の南西に位置し農用地区域内の農地ですが、令和3年5月12日に用途区分の変更を行っております。農用地区域内の農地においては、原則として許可できませんが、農地法第4条第6項ただし書きにおいて農振法に基づく農用地利用計画において指定された用途に供する場合においては許可することができる規定を適用して許可相当となるものです。申請地の北側は道路、東側は宅地、南側は水路、西側は畑となっており、周囲にはコンクリートブロックを設け周囲の営農に支障をきたさないことを条件とします。以上1件についてご審議をお願いします。」

- 議長 「ただいまの説明について、何かご質問・ご意見はございませんか。」
- 委員 (質問なし)
- 議長 「それでは、採決いたします。
議案第34号の内、番号9番について、許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」
- 委員 (挙手、多数)
- 議長 「賛成、多数ですので、議案第34号の内、番号9番について、許可相当として意見を決定いたします。それではここで、○○委員の除斥を解きます。」
- (○○委員入室)
-

第3 議案第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見について

- 議長 「議案第33号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見について」番号19番から番号21番を議題といたします。
それでは、事務局より説明願います。」
- 局長補佐 「番号19番は、農地の贈与で、申請地○○○○、面積は244㎡、農用地区域内の農地が1筆です。
譲渡人は手間不足の理由から譲受人に贈与したいとの申請です。
譲受人は、経営面積が133アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。
また、申請地は自宅から約1km以内の場所にあり、営農に支障はないものと考えます。その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。
- 続きまして、番号20番は、売買です。○○町○○、面積は2,931㎡で、農用地区域内の農地が1筆です。
譲渡人は農業経営縮小の理由から譲受人に売却したいとの申請です。
一方、譲受人は、今回の売買により経営面積が56.2アールとなり、

羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。
申請地は自宅から2kmの場所にあり、営農に支障はないものと考え
ます。その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件の
すべてを満たしているものと考えます。

続きまして、番号21番は、売買です。〇〇町〇〇番及び、〇〇町〇
〇番、〇〇番、〇〇番、面積は2,589㎡で、農用地区域内の農地
が4筆です。

譲渡人は手間不足の理由から譲受人に売却したいとの申請です。
一方、譲受人は、経営面積が140.4アールあり、羽島市の定める
別段の面積40アールを満たしております。

申請地は自宅から600mの場所にあり、営農に支障はないものと思
えます。その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件
のすべてを満たしているものと考えます。

以上3件につきまして、ご審議をお願いします。」

○議 長 「ただいまの説明について、何かご質問・ご意見はございませ
んか。」

○委 員 (質問なし)

○議 長 「それでは、採決いたします。
議案第33号について、許可決定することに賛成の方は、挙手をお
願いします。」

○委 員 (挙手、多数)

○議 長 「賛成、多数ですので、議案第33号について、許可決定いたしま
す。」

第4 議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見につ いて

○議 長 「議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対す
る意見について」、番号23番から番号26番を議題といたします。

○農地係長

それでは、事務局より説明願います。」

「番号23番について、転用事業者は申請地を取得して、経営する会社へ貸駐車場として転用したいとの申請です。

No.23と書かれた地図をご覧ください。

申請地は〇〇の南に位置し、住宅が連たんし街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている原則転用可能な第3種農地に該当します。

申請地は黄色に色付けした土地と一体的に利用し、すでに造成し利用されており、追認での許可となります。申請地の北側・西側は水路、東側は道路、南側は雑種地となっており、周囲の営農に支障をきたさないことを条件とします。

番号24番について、転用事業者は申請地を取得して、経営する会社へ貸車両置き場として転用したいとの申請です。

No.24と書かれた地図をご覧ください。

申請地は〇〇の南東に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある第1種農地となり原則不許可の農地となりますが、申請地南側の黄色く色づけした土地は申請人が経営している会社であり、不許可の例外規定である農地法施行第35条第5号『既存施設の拡張』の規定を適用して許可相当となるものです。申請地の北側・西側は道路、南側は雑種地、東側は田となっています。周囲にはコンクリート擁壁を設け、周囲の営農に支障をきたさないことを条件とします。

番号25番について、転用事業者は申請地周辺にて福祉サービス事業を行っていますが、事業拡大のために申請地を取得して、社会福祉施設従業員駐車場として使用したいとの申請です。

No.25と書かれた地図をご覧ください。

申請地は〇〇の北に位置し、住宅が連たんする区域に近接する第2種農地に分類され、農地法第5条第2項第2号、申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成できない場合の規定を適用して許可相当となるものです。申請地の北側・東側・南側は水路、西側は田となっています。周囲にはコンクリート擁壁を設け、出入りは南側の水路の一部を占有し出入り口とし周囲の営農に支障をきたさないことを条件とします。

番号26番について、転用事業者は祖父所有の申請地を借りて分家住宅を建築したいとの申請です。

No.26と書かれた地図をご覧ください。

申請地は〇〇の南西に位置し、住宅が連たんする区域に近接する第2種農地に分類され、『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの』の規定を準用して許可相当となるものです。申請地の北側は田、西側は道路、東側は畑、南側は宅地となっています。周囲には擁壁を設置し周囲の営農に支障をきたさないことを条件とします。

以上4件についてご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問・ご意見はございませんか？」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。
議案第35号について、許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第35号については、許可相当として意見を決定いたします。」

第5 議案第36号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

○議長 「議案第36号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。それでは、事務局より説明願います。」

「それでは、事務局より説明願います。」

○局長補佐 「本日、配布いたしました「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」と書かれました資料をご覧ください。
なお、この資料は会議終了後、回収させていただきますので、机上

に残してお帰りいただきますよう、お願いいたします。

番号5番、申請者は、父親の〇〇さんが亡くなられ、相続税の納税猶予を申請するため、農業委員会に適格者証明願いを提出されました。

申請地は、市街化区域内の農地3筆で、面積は950㎡であります。現地を確認しましたところ、適正に管理がなされております。以上、1件についてご審議をお願い致します。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。
議案第36号について、証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成、多数ですので、議案第36号については、証明することといたします。」

第6 議案第37号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

○議長 長 「議案第37号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」、番号549番を議題といたしますが、〇〇委員に関係する事項がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第一項の規定に基づく議事参与の制限により、退席していただきます。」

(〇〇委員退室)

「それでは、事務局より説明願います。」

- 農地係長 「番号549番については、〇〇〇〇さんが合計面積1,169㎡について、使用貸借にて利用権設定をするものです。
以上1件についてご審議をお願いします。」
- 議 長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」
- 委 員 (質問、意見なし)
- 議 長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。
議案第37号、番号549番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」
- 委 員 (挙手、多数)
- 議 長 「賛成、多数ですので、議案第37号、番号549番については、原案のとおり決定することといたします。
それではここで、〇〇委員の除斥を解きます。」

(〇〇委員入室)

- 第7 報告第25号 農地法第3条の3の規定による届出報告について
- 第8 報告第26号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について
- 議 長 「報告第25号「農地法第3条の3の規定による届出報告について」、
報告第26号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について」を併せて事務局より報告願います。」
- 局長補佐 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、会議時間の短縮を図るため、説明は省略させていただきたい旨述べる。
- 議 長 本日の議事が全て終了した旨を述べ、会議の閉会を宣言する。